

ことに加え、①の市町村を經由して医療保険者に提出できることとすることが妥当と考えられる（被扶養者認定はこれまでどおり医療保険者が行う）。

下図に出生時の社会保障カード発行・交付手順例を示す。なお、下図では、2-6-1において市町村単位で社会保障カードへの切り替えを行うと仮定したことから、扶養者が社会保障カードを持っていることを前提にしている。

### 出生時のカード発行・交付方法

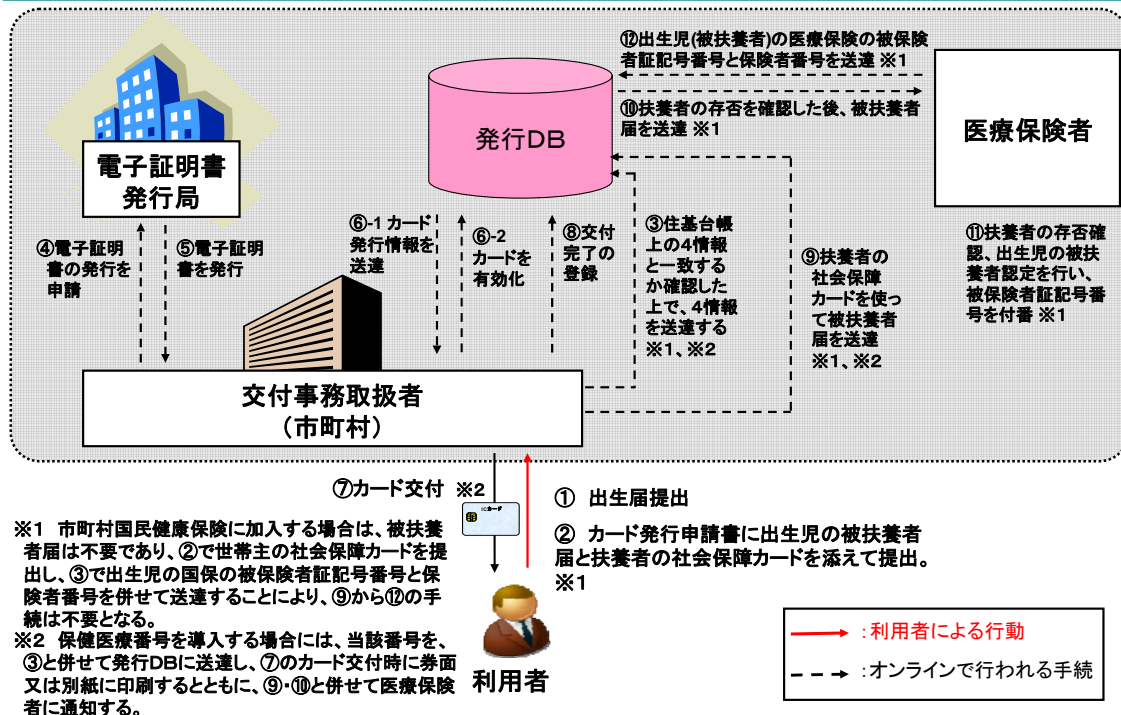


図2-6-2-1 出生時の社会保障カード発行・交付方法

なお、出生届はいずれの市町村に届け出ても良いため、被用者健保の保険者への被扶養届伝達については、出生届を提出した市町村と住民票のある市町村間での伝達方法等について、次世代電子行政サービスにおけるワンストップサービスの検討状況を注視する必要がある。